

SBI損保は、確かな信頼と実績を誇るSBIグループの一員です。

SBI損保は、SBI証券、住信SBIネット銀行などを傘下におさめるSBIホールディングスのグループ企業です。SBIグループがインターネット草創期より培ってきた金融サービス事業でのノウハウをいかして、自動車保険やがん保険など、より付加価値の高い損害保険商品を提供してまいりました。

会社概要

商 号 SBI損害保険株式会社 (SBI Insurance Co., Ltd.)
 所 在 地 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
 設立年月日 平成18年(2006年)6月1日
 (SBI損保設立準備株式会社として設立)
 代 表 者 島津 勇一
 資 本 金 329億円(うち資本金165億円、資本準備金164億円)
 出 資 比 率 SBIグループ(98.07%)
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(1.87%)
 ソフトバンクグループ株式会社(0.06%)

(2018年1月1日現在)



SBI損保サポートデスク

火災保険のお見積り・新規ご契約のお問い合わせは **0800-170-7450**
受付時間／平日9:00～20:00 土・日・祝日10:00～20:00(12/31～1/3を除きます)

ご契約内容の変更・解約などのお問い合わせは **0800-170-5022**
受付時間／平日9:00～17:30(土・日・祝日、12/31～1/3を除きます)

SBI損保安心ホットライン

万一の事故の際、または、お住まいのトラブルでハウスサポートサービスをご利用される際は **0800-919-0368**
受付時間／24時間365日受付

※IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は、恐れ入りますが【050-3786-5641(有料)】へお掛けください。

このパンフレットは、SBI損害保険株式会社がご提供する「SBI 損保の火災保険(住まいの保険)」の保険商品およびサービスの概要をご説明したものです。
 詳細は、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」、「サービスガイド」およびWebサイトを必ずご参照くださいますようお願いいたします。

[引受保険会社]

SBI損害保険株式会社 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー



〈お客さま情報の取り扱いにかかる弊社方針〉
 弊社は、取得した個人情報を、損害保険契約およびこれらに付帯・関連するサービスをご案内・ご提供する目的に必要な範囲を超えて利用しません。弊社は、お電話またはインターネットを通じてご申告いただいた内容につきまして録音・記録・保存を行っています。(詳しくは、弊社Webサイトの「個人情報保護方針」をご覧ください)

お問い合わせ窓口

個人情報の取り扱いに関する苦情・ご相談に対し、適切・迅速に対応いたします。弊社の個人情報の取り扱いや保有個人データに関する照会・ご相談は下記までお問い合わせください。

SBI損害保険株式会社

電話／03-6229-0060(本社大代表)所管部署をご案内します。受付時間／9:00～17:00(土・日・祝日、12/31～1/3を除きます)

お問い合わせ先



2018年3月1日以降保険始期契約用

SBI損保の火災保険

(住まいの保険)

ニーズにあった補償を自由に選んで、
 お客様の暮らしをしっかりお守りします。



安心・安全な暮らしをお守りする基本となる補償はもちろん、必要に応じた補償を自由に選ぶことができる火災保険です。

お住まいの構造、立地条件、居住人数などによって、お住まいに関するリスクの大小は異なります。

また、それに備える必要な補償も、

お客様一人ひとりのニーズによって異なるのは当然のことです。

SBI損保では、お客様一人ひとりの住環境やライフスタイル、

保険料のご予算にあわせて、ご自身に必要な補償内容を

自由にお選びいただける「SBI損保の火災保険」を開発しました。

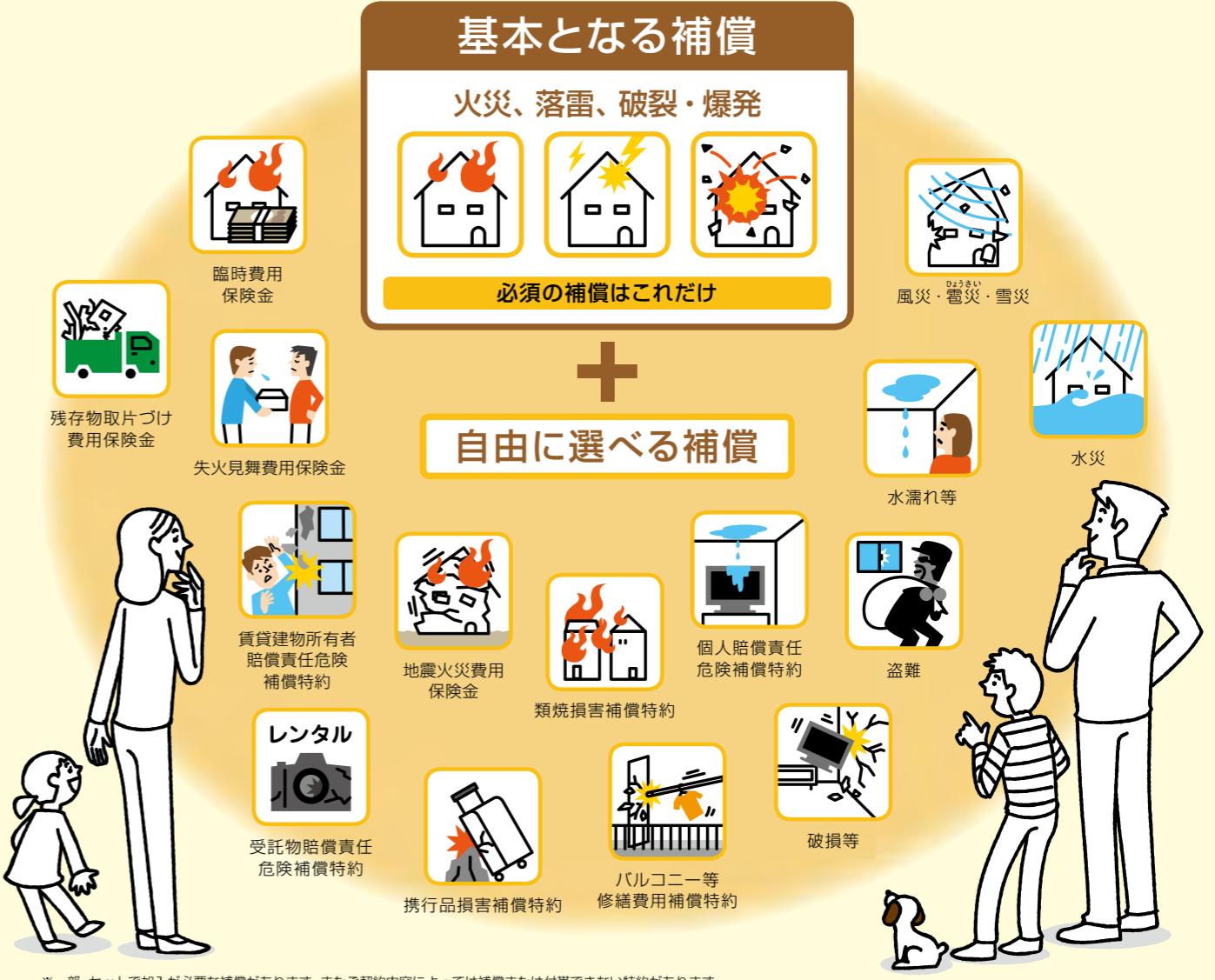
これまでのパッケージ型の火災保険に比べて、補償の選択肢を広げ、

“リスクへの備えは、じぶんで選びたい”というお客様に最適な保険です。

従来の火災保険とSBI損保の火災保険の違い



\ SBI損保の火災保険 /



※一部、セットで加入が必要な補償があります。またご契約内容によっては補償または付帯できない特約があります。

納得の“3つの商品特長”で お住まいの安心をお届けします。

特長
01

お客様のニーズにあわせて、
豊富なラインナップの補償から
自由に選べます。

SBI損保の火災保険は、お客様一人ひとりの住環境、ライフスタイル、保険料に費やせるご予算などに応じて、基本となる補償の「火災、落雷、破裂・爆発」に加え、豊富な補償ラインナップから、お客様ご自身で自由に補償内容をお選びいただき、カスタマイズできる火災保険です。

※一部、セットで加入が必要な補償があります。



比べてみました

SBI損保の火災保険を従来のパッケージ型の火災保険のように補償をセットした場合と、ご自身のニーズにあわせて選んだ場合のそれぞれの保険料を比べてみました。



>>「従来のパッケージ型の火災保険」の補償の組み合わせ例

	火災	風災	水災	盗難	水濡れ等	破損等	地震保険
建物	○	○	○	○	○	○	○
家財	○	○	○	○	○	○	○

[その他の補償] 事故に伴う費用：臨時費用保険金（損害保険金の10%、300万円限度）、残存物取扱い費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金（保険金の5%、300万円限度）

特約：類焼損害補償特約

保険料：373,370円

特長
02

ユニークな割引メニューをご用意。
環境にも家計にもやさしい保険です。

失火原因の上位に位置するたばこ、そのたばこを吸わない世帯向けの「ノンスモーカー割引」、近年増加傾向にある、火災のリスクが低いオール電化住宅向けの「オール電化住宅割引」をご用意しました。環境に配慮するだけでなく、家計にもやさしい保険です。

割引メニューの内容

ノンスモーカー割引

一緒に居住されるご家族に喫煙者がいない場合、保険料が割引になります。

オール電化住宅割引

保険の対象である建物がオール電化住宅の場合、保険料が割引になります。

➡ 割引メニューの詳細はP13をご覧ください

特長
03

“お住まいのトラブル”に応急対応!
専門スタッフが駆けつける
ハウスサポートサービスを付帯しています。

お住まいの水まわり、窓ガラス破損、玄関力ギ、電気・ガス設備のトラブルに、24時間対応の専門業者を手配いたします。



SBI損保ハウスサポートサービスの内容

- 水まわりトラブル
- 窓ガラス破損トラブル
- 玄関力ギトラブル
- 電気・ガス設備トラブル

➡ サービスの詳細はP15をご覧ください

商品の構成

火災や自然災害、日常生活のリスクまで
選択の幅が広い充実の補償をご提供します。



建物・家財の補償 ➡ 詳細はP8~10をご覧ください



必要にあわせて心強い備えを!

自由に選択 / 事故に伴う費用	⑦ 臨時費用保険金	⑧ 残存物取扱費用保険金	⑨ 失火見舞費用保険金	⑩ 地震火災費用保険金
➡ 詳細はP11をご覧ください				

自由に選択 / 特約	⑪ 個人賠償責任危険補償特約	⑫ 類焼損害補償特約	⑬ バルコニー等修繕費用補償特約	⑭ 携行品損害補償特約
➡ 詳細はP12~13をご覧ください				

補償の選び方

Point 1

補償対象を「建物と家財の両方」もしくは「建物のみ」のどちらかをお選びいただき、それぞれの保険金額（支払限度額）を設定してください。

➡ 詳細はP14をご覧ください

*補償対象に「建物のみ」をお選びいただいた場合は、家財は補償されません。

Point 2

基本となる補償の「①火災、落雷、破裂・爆発」に加え、お客様のニーズにあわせて、建物・家財の補償②～⑯の中から補償をお選びください。

おすすめプランの例

一戸建てにお住まいの方	マンションにお住まいの方
○	—
○	—
○	○
○	○
○	○
○	○

○○ 補償されます	— 補償されません
-----------	-----------

Point 3

お選びいただいた建物・家財の補償に、自己負担額を設定してください。

また、家財を補償対象に含める場合は、「高額貴金属等」の補償もご検討ください。

➡ 詳細はP10をご覧ください

Point 4

お客様のニーズにあわせて「事故に伴う費用⑦～⑩」と「特約⑪～⑯」をお選びください。

*自己負担額や保険金額（支払限度額）の設定がある場合は、それをお選びください。

ユニークな保険料の割引

ノンスモーカー割引：たばこを吸わない世帯の場合に適用される割引です。

オール電化住宅割引：住宅内の空調、給湯、調理などの設備がオール電化の場合に適用される割引です。

➡ 詳細はP13をご覧ください

安心のハウスサポートサービス

「お住まいの困った！」に応急対応。水まわり、窓ガラス破損、玄関カギ、電気・ガス設備などのトラブルに24時間365日緊急出動いたします。

➡ 詳細はP15をご覧ください

お客様に自由にお選びいただける、
補償をご提案します。

建物・家財の補償

基本となる補償の「①火災(火災、落雷、破裂・爆発)」に
加え、お客様のニーズにあわせて、
建物・家財の補償②～⑥の中から補償をお選びください。

01 火災、落雷、破裂・爆発

火災をはじめ落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合に、損害保険金をお支払いします。



火災

失火、延焼、ボヤなどの火災により、
補償対象となる建物や建物内に置い
てある家財が損害を受けた場合に、
損害保険金をお支払いします。

たとえば、こんなときに補償されます!

- 揚げ物の油に火がついて、天井が焦げた。
- 自宅から出火し、2階が焼失した。
- 隣の家の火が自宅にも延焼し、半
焼した。



落雷

落雷により家屋が損傷した、火災が
発生したなど、建物や建物内の家財
が損害を受けた場合に、損害保険金
をお支払いします。また、落雷の影
響による過電流で、建物内の電化製
品が壊れたときも補償します。

たとえば、こんなときに補償されます!

- 雷が落ちて、屋根に穴が開いた。
- 庭に落ちた雷から飛び火して、自
宅が燃えた。
- 近くの電柱に落雷があり、電化製
品が壊れた。*



破裂・爆発

ガス漏れなどが原因でガス爆発を起
こし、家屋の倒壊や火災によって建
物が損害を受けた場合、または建物
内の家財が損害を受けた場合に、損
害保険金をお支払いします。

たとえば、こんなときに補償されます!

- ガス漏れに気づかずコンロを点火
し、爆発したため自宅が破損した。
- ガス爆発を起こし、建物が全焼した。
- 調理中にカセットコンロのボンベ
が爆発し、自宅が破損した。

*補償対象に家財が含まれている場合に限ります。

02 風災、雹災、雪災

台風・旋風・竜巻・暴風などの風災、もしくは
雹災、または豪雪・雪崩などの雪災などの自
然災害が原因で保険の対象が損害を受けた場
合に、損害保険金をお支払いします。

たとえば、こんなときに補償されます!

- 竜巻で飛んできた物で、自宅の屋根
に穴が開いた。
- 雹で窓ガラスが割れた。
- 豪雪により雨樋が外れて落ちた。



03 水災



台風・暴風雨・豪雨などによる洪水・融雪洪
水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災が原因
で保険の対象が損害(床上浸水など)を受けた
場合に、損害保険金をお支払いします。

※保険の対象に、その保険価額^{解説}の30%以上の損害が生じた場合、または建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合に限ります。

たとえば、こんなときに補償されます!

- 豪雨により床上浸水となり、壁や床
が損害を受けた。
- 台風時の河川決壊により、建物が流
された。

04 盗難

強盗や窃盗(これらの未遂も含まれます)によ
って、保険の対象が盗取された場合、また
はそれに伴って保険の対象が損傷や汚損を受
けた場合に、損害保険金をお支払いします。

*補償対象に家財を選ばれた場合は、通貨(現金)や預貯金証書なども下表の金額の範囲内で補償されます。

たとえば、こんなときに補償されます!

- 空き巣があり、ドアのカギや窓ガラスが壊された。
- 空き巣に室内の現金と預金通帳を盗
まれた。*



05 水濡れ等(水濡れ、物体の落下・飛来、騒擾)

補償の重複

給排水設備の事故により水濡れが生じた場
合や、建物外部からの物体の落下・飛来・
衝突、騒擾、労働争議に伴う暴力行為・破
壊行為で、保険の対象が損害を受けた場合
に、損害保険金をお支払いします。



	保険金をお支払いするケース	たとえば、こんなときに補償されます!
水濡れ	次の事故に伴う、漏水や放水などによる水濡れを生じた場合 ● 給排水設備に生じた事故 ● 自宅以外の戸室で生じた事故	● 給排水設備の事故で漏水。家 財が水濡れ被害にあった。* ● マンションの上の階で水漏れ を起こし、自室の天井が汚れた。
物体の落下・ 飛来	● 建物外部からの物体の落下・ 飛来による衝突、接触、倒壊 ● 建物内部での車両・その積載物 の衝突、接触	● 石が投げ込まれて窓ガラスが 割れた。 ● 車が飛び込んで、建物が 倒壊した。
騒擾	● 騒擾等の集団行動によって起 きた暴力行為または破壊行為 ● 労働争議に伴う暴力行為または 破壊行為	● 興奮した群衆が、周辺の家の 窓ガラスを割ったり、石を投 げたりして、自宅の壁が壊さ れた。

*補償対象に家財が含まれている場合に限ります。

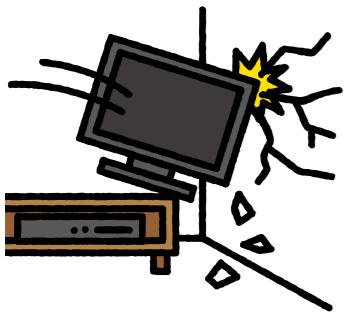
解説 「保険価額」

保険の対象を金額的に評価した
金額のことといいます。

補償の重複

このマークが付いている補償や特約のご契約にあたっては、同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含む)が他にある場合
は、補償が重複することがあります。詳細は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご参照ください。

06 破損等



「@火災(火災、落雷、破裂・爆発)」から「@水漏れ等(水漏れ、物体の落下・飛来、騒擾)」までの5項目の補償以外に、偶然で予測できない突発的な事故によって保険の対象が損害を受けた場合に、損害保険金をお支払いします。

たとえば、こんなときに補償されます!

- 掃除中に椅子が倒れて、壁が破損した。
- 子どもが室内でボールを投げて、自宅の窓ガラスを割った。
- 室内でテレビを移動中、誤って落として壊した。*

*補償対象に家財が含まれている場合に限ります。

事故に伴う費用

もしもの事故に必要となる、さまざまな費用に備えることができる費用保険金をお選びください。

07 臨時費用保険金

保険の対象に損害が生じて、損害保険金が支払われる場合に、臨時費用保険金をお支払いします。

お支払額と限度額

次のの中からお選びいただけます。

お支払額	損害保険金の10%	損害保険金の20%	損害保険金の30%
限度額	いずれも100万円、200万円、300万円から選べます		

たとえば、こんなときに役立ちます!

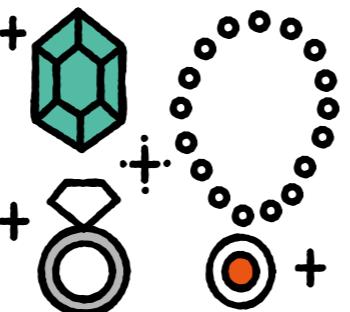
- 火事で自宅が焼失したとき、修理工事期間の臨時宿泊費用に。
- 自宅が全焼した際の仮住まいや引越し費用に。



▶ 高額貴金属等の補償について

家財を補償対象にした場合で、家財のうち、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物、その他の美術品などを補償対象に含める場合には、「高額貴金属等」をお選びください。

「高額貴金属等」をお選びいただくことにより、家財の補償対象となる事故によって高額貴金属等に損害を受けた場合についても、損害保険金をお支払いします。



建物・家財の補償の自己負担額について

建物・家財の補償における自己負担額^{解説}は、下記のいずれかから、建物と家財のそれぞれに対して選択することができます。なお、家財の自己負担額を「0円」と選択した場合であっても、家財の「@破損等」の自己負担額は5千円がセットされます。

お支払いする損害保険金

[全損^{解説}の場合]

損害保険金(保険証券記載の保険金額が限度)=損害の額

[全損以外の場合]

損害保険金=損害の額-自己負担額

選べる建物・家財の補償の自己負担額

0円	1万円	3万円	5万円	10万円
家財の破損等を選択している場合、家財の「@破損等」の自己負担額は5千円				

解説 「自己負担額」

支払保険金の計算にあたって、損害の額から差し引く金額のことです、お客様の自己負担となる金額をいいます。なお、お選びいただいた自己負担額は1回の事故ごとに適用されます。

解説 「全損」

1回の事故における損害保険金の支払額が、保険証券記載の保険金額と同額となった場合をいいます。なお、地震保険では基準が異なります。

08 残存物取片づけ費用保険金



損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取壊し費用、清掃費用および搬出費用などをお支払いします。

お支払額と限度額

損害保険金の10%を限度として、実費をお支払いします。

たとえば、こんなときに役立ちます!

- 火災で燃えてしまった自宅のゴミの整理をするための清掃費用に。
- 焼け跡に残った家財を撤去するための廃棄物処理費用に。



09 失火見舞費用保険金

保険の対象から発生した火災や破裂・爆発の事故によって、近隣など第三者の所有物に損害が生じた場合に、第三者への見舞費用をお支払いします。

お支払額と限度額

1事故1被災世帯あたり30万円。ただし、建物保険金額と家財保険金額を合算した金額の30%が限度となります。

たとえば、こんなときに役立ちます!

- 自宅の火事で、延焼した隣家の見舞金に。
- 不注意から失火し、消防活動による隣家の水濡れなどの心遣いに。

たとえば、こんなときに役立ちます!

- 地震による火災で自宅が半焼した際の、建物の修繕費用に。
- 地震で火事になり、建物も家財*も全焼した際の、改築費用や家財の再取得費用に。



地震もしくは噴火、またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が下記に該当する場合に、費用保険金をお支払いします。損害の状況の認定は、家財を収容する建物ごとにそれぞれ行います。

- ①建物が半焼以上となったとき
- ②保険の対象となる生活用家財が全焼となったとき*

*地震保険とは別にお支払いします。

お支払額と限度額

建物保険金額と家財保険金額*のそれぞれ5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内ごとに限度額は300万円となります。

*補償対象に家財が含まれている場合に限ります。

特約

補償をより充実させるための
特約をお選びください。

おすすめ!

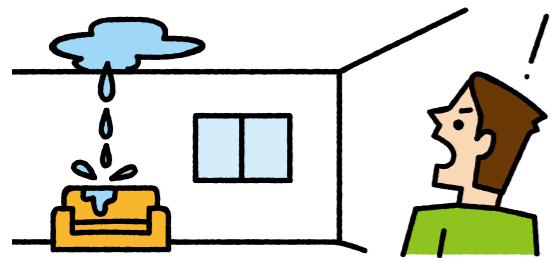
11 個人賠償責任危険補償特約

示談交渉サービス付き 换算の重複 オプション

お住まいの所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活の中で起きた偶然な事故により、ご本人またはご家族が損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします（国内の事故が対象になります）。なお、本特約には示談交渉サービス解説が付いています。

保険金のお支払限度額

1事故につき、限度額は1億円となります。



たとえば、こんなときに役立ちます！

»ご自身や他人のお住まいに関する事故での補償例

- 洗濯機のホースが外れて水が漏れ、マンションの下の階の部屋を水浸しにした。
- ベランダから物が落ちて通行人にケガをさせた。

»お住まいに関する日常生活の事故での補償例

- 子どもがキャッチボールをしていたら、誤って他人の家の窓ガラスを割った。
- 友人の家で子どもがテレビを倒し、大型画面にひびが入った。
- お店の商品を落として壊した。
- 自転車で他人にぶつかってしまい、ケガをさせた。
- 飼っている犬が通行人にかみついてケガをさせた。

※本特約の補償対象の方（被保険者）は、保険証券記載の本特約の記名被保険者、その配偶者、記名被保険者もしくは配偶者の同居の親族または別居の未婚の子となります。

12 類焼損害補償特約



補償対象となる建物からの出火が飛び火して近隣の住宅が損傷し、そのお宅が火災保険に加入していない場合や、加入している火災保険からの補償が十分でない場合などに、保険金をお支払いします。

保険金のお支払限度額

保険期間（長期契約の場合は各保険年度）を通じて、限度額は1億円となります。

オプション

たとえば、こんなときに役立ちます！

- 自宅から出火してしまった、隣の家まで延焼した。
- 自宅マンションの台所から出火し、消火活動で下の階の部屋を水浸しにした。

13 バルコニー等修繕費用補償特約

建物の補償対象となる事故により、バルコニーなどの共用部分が損害を受け、その修繕費用を被保険者が負担した場合に保険金をお支払いします。

保険金のお支払限度額

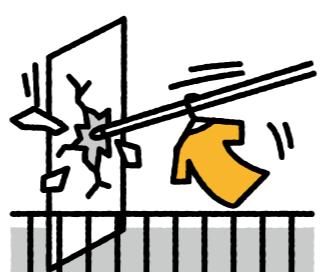
1事故1敷地内ごとに限度額は30万円となります。

※保険の対象が区分所有の建物の場合に、本特約を付帯することができます。

オプション

たとえば、こんなときに役立ちます！

- 台風で物が飛んできて、自宅マンションのベランダが破損した。
- 植木鉢を移動した際に、誤ってベランダを壊した。



解説 「示談交渉サービス」

被保険者が事故により法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、弊社が相手方や相手方の保険会社と直接、被保険者に代わって解決までの交渉を行うサービスです。

補償の重複

このマークが付いている補償や特約のご契約にあたっては、同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含む）が他にある場合は、補償が重複することがあります。詳細は「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」をご参照ください。

14 携行品損害補償特約

補償の重複 オプション

外出時に持ち出したビデオカメラなどの家財（携行品）に偶然な事故による損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

保険金のお支払限度額

限度額は、1事故につき10万円、30万円、50万円、100万円の中からお選びいただけます。

自己負担額は、1事故につき1万円、3万円、5万円、10万円の中からお選びいただけます。

※家財の補償に「**⑧破損等**」の補償を選択している場合に、本特約を付帯することができます。また、本特約の自己負担額は、家財の自己負担額よりも少ない金額をお選びいただくことはできません。

15 受託物賠償責任危険補償特約

示談交渉サービス付き オプション

他人から預かった受託品の破損、損壊、盗取などの事故によって、損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。ただし、「**⑪個人賠償責任危険補償特約**」を選択している場合のみに付帯できます。

保険金のお支払限度額

限度額は、1事故につき30万円または100万円からお選びいただけます。

※本特約の補償対象の方（被保険者）は、「**⑪個人賠償責任危険補償特約**」と同一となります。

16 賃貸建物所有者賠償責任危険補償特約

示談交渉サービス付き オプション

賃貸建物の所有、使用または管理に起因する偶然な事故または建物を賃貸する業務もしくはそれに付随する業務の遂行に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、建物の所有者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します（国内の事故が対象になります）。なお、本特約には示談交渉サービスが付いています。

保険金のお支払限度額

限度額は、1事故につき1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円、3億円、5億円の中からお選びいただけます。

自己負担額は1事故につき0円、1万円、3万円、5万円の中からお選びいただけます。

※保険の対象である建物が賃貸用途である場合に本特約を付帯することができます。またご契約の条件によっては付帯いただけない場合があります。

保険料の割引

充実しているのは補償だけではありません。
ユニークな割引メニューもご用意しました。

ノンスマーカー割引

たばこを吸わない世帯の場合に適用される割引です。下記の適用条件①と②に該当した場合、ノンスマーカー割引が適用されます。

適用条件

- ①保険の対象である建物に、その所有者が居住すること。
- ②保険の対象である建物に、喫煙者が居住していないこと。

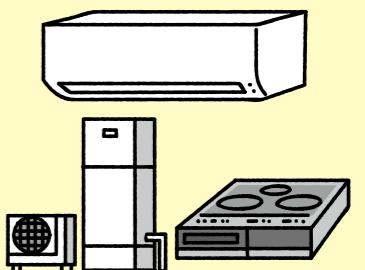


オール電化住宅割引

保険の対象である建物が、住宅内の空調、給湯、調理などのすべての設備を電気でまかなうオール電化住宅である場合に、SBI損保所定の確認書をご提出いただくことで、オール電化住宅割引が適用されます。

なお、石油ストーブ・卓上コンロを使用するご家庭でも、オール電化住宅であれば本割引を適用できます。

※リフォームなどにより、保険期間中にオール電化住宅となった場合やオール電化住宅ではなくなりたった場合は、SBI損保まで遅滞なくご連絡ください。

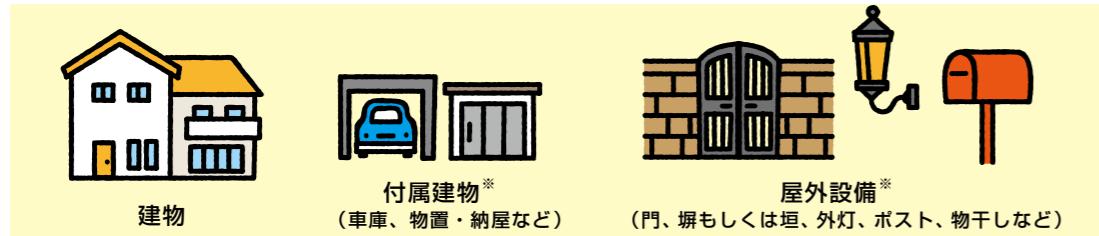


補償対象

リスクに備えて、
お住まいのさまざまなものをお補償します。

POINT お住まいの建物だけではなく、
同じ敷地内の付属建物や屋外設備なども補償します。

▶ 建物の補償対象に含まれるもの

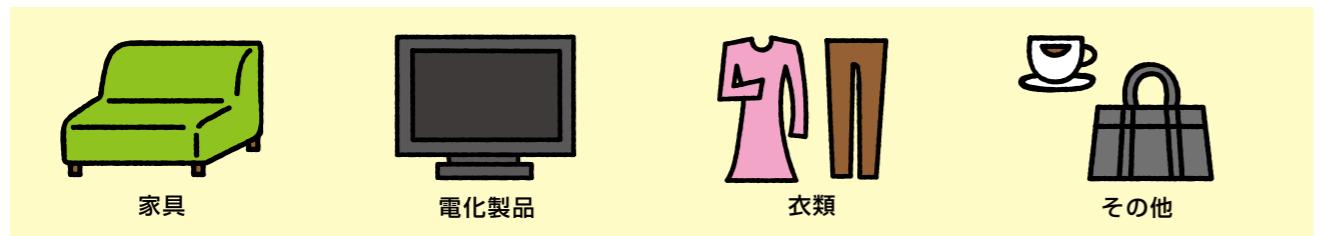


*付属建物および屋外設備は、ご契約時に保険の対象に含めないというお申し出がない限り、補償対象となります。なお、動植物は除きます。

POINT 建物のみを補償対象とした場合、家財の損害は補償されません。

家財の火災保険への加入をおすすめします。

▶ 家財で補償対象となるもの



対象別による補償例



▶ 家財の保険金額設定

家財の保険金額は下表を参考に、100万円以上1万円単位で設定してください。

お住まいの専有面積	33m ² 未満	33m ² ～66m ² 未満	66m ² ～99m ² 未満	99m ² ～132m ² 未満	132m ² 以上
保険金額の目安	450万円	880万円	1,050万円	1,490万円	1,980万円

ご注意

- 家財のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものは、「高額貴金属等」の補償を付帯していない場合は、補償対象となりません。
- 補償の対象となる物件が賃貸用の場合、家財をお引受けすることができません。また、ご契約者が法人の場合は、原則家財をお引受けすることができません。

付帯サービス

充実のハウスサポートサービスは、すべてのご契約でご利用いただけます。

下記のトラブルで、30分程度の軽作業（特殊作業を必要としない応急対応）を無料にてご利用いただけます。※特殊作業に関する費用および部品代などはお客様のご負担となります。

サービス名	サービス内容	こんなとき…
水まわりトラブル		<ul style="list-style-type: none"> ●キッチンの蛇口から水が漏れてきた ●排水管が詰まった ●トイレのタンクが故障して流れない
窓ガラス破損トラブル		<ul style="list-style-type: none"> ●空き巣に入られ窓ガラスが破損した ●植木鉢の移動で窓ガラスにひびが入った ●突風で窓ガラスが割れた
玄関カギトラブル		<ul style="list-style-type: none"> ●玄関ドアのカギを紛失して家に入れない ●勝手口のカギが壊れた ●玄関のカギが開かなくなつて家から出られない
電気・ガス設備トラブル		<ul style="list-style-type: none"> ●ブレーカーの不具合で電気がつかない ●エアコンの室内ホースからの水漏れ ●給湯器の不具合でお湯が出ない

※上記のサービスは、弊社の委託する提携会社がご提供いたします。なお、地域・時間帯・交通事情・気象状況などにより、サービスの着手にお時間がかかる場合やサービスをご提供できない場合があります。また、本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※本ページではハウスサポートサービスの概要を記載しております（2017年12月現在）。サービスの詳細につきましては、ご契約後に送付される「サービスガイド」をご参照ください。

※保険の対象が共同住宅一棟全体となる場合を除きます。

SBI損保安心ホットライン

0800-919-0368

受付時間／24時間365日受付

※IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は、恐れ入りますが【050-3786-5641(有料)】へお掛けください。

- サービスのご利用時には、お客様のお名前と「SBI損保の火災保険」の証券番号をお知らせください。

サービスご利用にあたっての注意事項

- サービスのご利用は、トラブル発生の際に利用対象者がSBI損保安心ホットラインへご連絡をし、提携会社が手配する業者を利用することが条件となります。SBI損保安心ホットラインへのご連絡がなく、利用対象者が自身が業者を手配した場合は、サービス対象となりません。
- サービスを利用できる地域は日本国内とします。ただし、一部離島等、対象外の地域もあります。
- サービスの提供を受けるためには、次の内容をすべて満たしていることが条件となります。
 - ①サービスの提供にあたり、提携会社または提携するサービス実施会社から利用

対象者に本人確認のため身分証明書等の提示を求められたときは、これを提示すること。
 ②トラブル現場における作業でサービスの対象に損傷等を生じさせる可能性が予測されるときは、損傷等が生じても提携会社またはサービス提供者を免責することに同意し、その旨の念書に署名すること。
 ③提携会社またはサービス提供者に対してサービスの提供に必要不可欠な協力を行うこと。
 ④利用対象者は、サービスの提供を受けるにあたり、常に法律を遵守し、他人に迷惑をおぼすような行為はしないこと。



火災保険の対象外となる地震、噴火、津波などによる損害を補償します。

原則付帯!

災害時の暮らしを支えるのが、地震保険です。

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、被災された方の安定した生活への経済的な助けになることを目的としています。また、保険金の支払責任の一部を再保険として日本政府が引

き受けている、とても公共性の高い保険といえます。そのため、保険会社による補償内容や保険料、割引制度などに違いはなく、火災保険ご契約時に原則付帯することとなっています。

*地震保険を付帯せずに火災保険の契約をすることもできます。

お支払対象となる損害の例



ご注意

- 地震保険をご契約いただいている場合は、地震・噴火・津波による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火・津波による火災損害(地震・噴火・津波による延焼損害を含む)についても保険金はお支払いできません(地震火災費用保険金をセットしている場合は、保険金をお支払いできる場合があります)。
- 地震保険は、単独でご契約はできません。火災保険とのセットでご契約いただく必要があります。なお、保険期間の途中でも地震保険を追加でご契約いただくことができます。

保険の対象

保険の対象は、住居のみに使用される建物および併用住宅、およびそれらに収容されている家財一式となります。

ただし、家財であっても右記のものは地震保険の対象に含まれません。

- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手など
- 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付き自転車は除く)
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石や書画、彫刻物などの美術品(高額貴金属など)
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿など

保険金額の設定

保険金額は、地震保険が付帯される建物および家財の保険金額の30%~50%の範囲内での設定となります。ただし、保険金額の限度額については、他の地震保険契約と合算して建物は5,000万円、家財は1,000万円までとなります。なお、補償の対象となる物件が賃貸用の共同住宅(賃貸用のアパート・マンション等)一棟の場合は、建物の保険金額の限度額が異なる場合があります。

保険期間

火災保険の保険期間に応じて、地震保険の保険期間は次のとおりとなります。

①火災保険の保険期間が5年以下の場合

1年(自動継続)または火災保険の保険期間と同一期間

②火災保険の保険期間が5年超の場合

1年(自動継続)または5年(自動継続)

保険金のお支払い

地震・噴火・津波により保険の対象が右表の損害を受けた場合、地震保険金をお支払いいたします。なお、損害の程度の認定は、一般社団法人日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	お支払いする保険金の額
全損のとき	地震保険金額の100%(時価額が限度)
大半損のとき	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損のとき	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損のとき	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

割引制度について

保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」)が、下記のいずれかの割引の適用条件を満たし、所定の確認資料のコピーをご提出いただいた場合に、保険料

の割引を適用します。なお、割引が複数に該当する場合は、割引率のもつとも高い1つのみの適用となり、重複することはできません。

割引の種類	割引率	適用の条件	確認資料
免震建築物割引	50%	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第134号、以下「評価方法基準」)において、免震建築物の基準に適合する建築物であること	<ul style="list-style-type: none"> 品確法に基づく登録住宅性能評価機関^{*1}により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類^{*2} 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「適合証明書」^{*3} 以下の①および②の書類^{*4} <ul style="list-style-type: none"> ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類^{*5} ②「設計内容説明書」など、登録住宅性能評価機関への届出書類で、免震建築物であることまたは耐震等級を確認できる書類 他社の保険証券^{*6}
耐震等級割引	耐震等級3等級 50% 耐震等級2等級 30% 耐震等級1等級 10%	対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下「評価指針」)に定められた耐震等級を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類 耐震診断または耐震改修の結果により、減税措置を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」、地方税法施行規則附則に基づく証明書など) 他社の保険証券^{*8}
耐震診断割引	10%	対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物であること	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類 耐震診断または耐震改修の結果により、減税措置を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」、地方税法施行規則附則に基づく証明書など) 他社の保険証券^{*8}
建築年割引	10%	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること	<ul style="list-style-type: none"> 「建物登記簿謄本」、「建物登記済権利証」、「建築確認書」、「検査済証」など公的機関等^{*6}が発行^{*7}する書類 宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」 他社の保険証券^{*8}

*1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨が、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とする)

*2 書類に記載された内容から、耐震等級を1つに特定できない場合は、確認できるもっとも低い等級が適用されます。ただし、「設計内容説明書」など登録住宅性能評価機関への届出書類で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級が適用されます。

*3 記載された内容により、免震建築物または耐震等級2等級または3等級であることが確認できる場合に限ります。なお、耐震等級が2等級または3等級であることを確認できるものの、1つに特定できない場合は、耐震等級割引30%(耐震等級2等級)が適用されます。

*4 ①の書類のみをご提出いただいた場合は、耐震等級割引30%(耐震等級2等級)が適用されます。

*5 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

*6 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定認証検査機関等

*7 「建築確認申請書」など公的機関等に届け出た書類で、公的機関の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

*8 全面をご提出いただく必要があります。また、適用する割引と同じ割引が適用されている記載(耐震等級割引の場合は耐震等級も含む)が確認できる必要があります。

警戒宣言が発令された場合の地震保険の取り扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません。

*地震防災対策強化地域については「ご契約のしおり」をご参照ください。

ご契約にあたって

ご契約時に、ご確認いただきたいこと

01 被保険者(補償を受けられる方)について

保険事故が発生した場合に、補償を受けられる方を被保険者といいます。

建物・家財の補償の被保険者は保険の対象の所有者となります。保険の対象の建物が共有名義の場合には、すべての所有者をご指定ください。なお、「[個人賠償責任危険補償特約](#)」、「[受託物賠償責任危険補償特約](#)」などを付帯される場合は、記名被保険者をご指定ください。

02 保険の対象となる建物について

ご契約いただける建物は、日本国内に所在する専用住宅^{*1}(共同住宅^{*2}含む)、または併用住宅^{*3}です。住宅部分のない専用店舗はご契約になれません。

*1 居住のみを目的として建てられた住宅を専用住宅といいます。

*2 1つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2つ以上有し、各戸室または建物に付属して各自が炊事を行う設備がある住宅のことを共同住宅といいます。

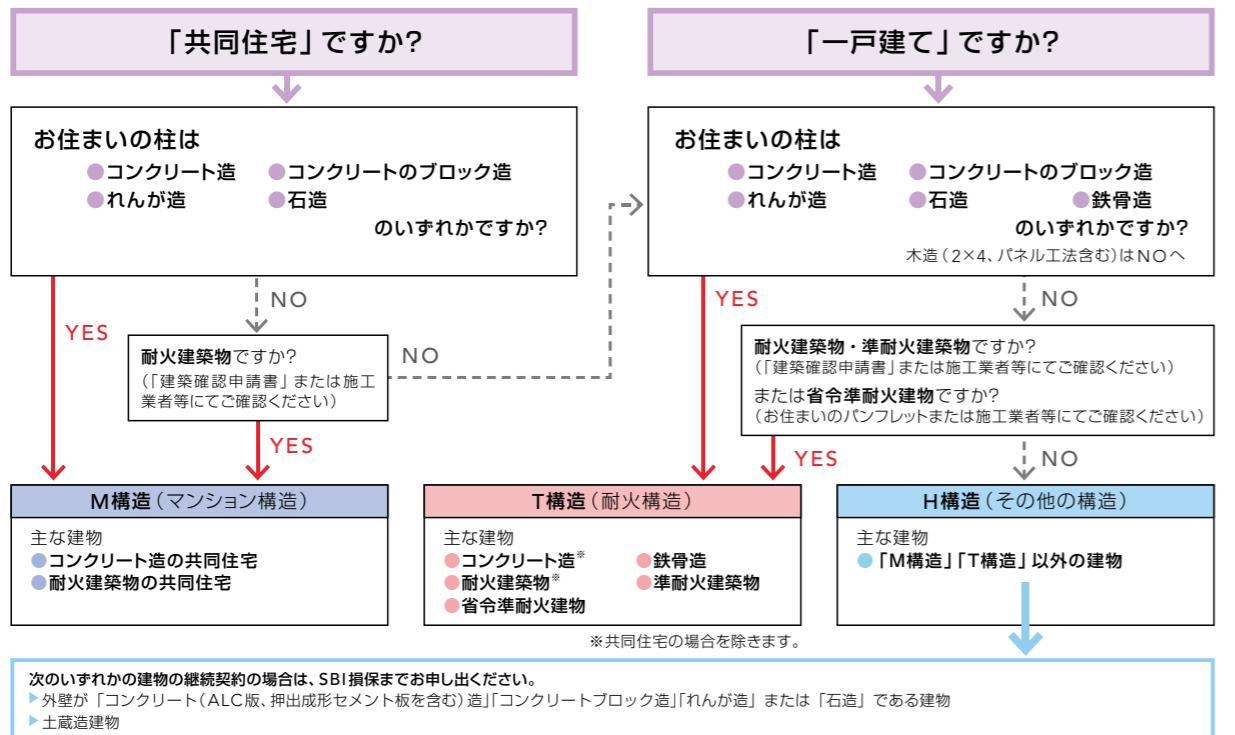
*3 人が居住する部分と、居住者が事務所や店舗などとして事業に使用する部分を1つの建物の中に併せ持つ住宅のことを併用住宅といいます。

03 保険の対象となる建物や家財の所在地について

保険の対象となる建物の所在地は、保険料を決める際に重要な情報となります。保険の対象の所在地は、ご契約の際に申込書に記載する必要があります。

04 保険の対象となる建物の構造級別について

保険の対象となる建物の構造級別によって保険料が異なります。お住まいの構造級別は、下記フローチャートによりご確認ください。なお、このフローチャートは簡易判定となり、あてはまらない建物もありますので、あてはまらない場合は弊社までご連絡ください。



注意事項

●「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建物」に該当する場合、柱のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性がありますので、柱が木造の場合の構造級別の判定にあたってはご注意ください。



05 保険金額(支払限度額)について

保険の対象となる建物、家財、高額貴金属等の保険金額については、下記のように設定します。

①建物の保険金額は、「再調達価額」[解説](#)を基準に設定します。

②家財(「高額貴金属等」[解説](#)を除く)の保険金額は、「再調達価額」以下の金額で設定します。

③高額貴金属等の保険金額は、お住まいにある高額貴金属等の「市場流通価額」[解説](#)の合計を基準に100万円単位で設定します。

なお、その市場流通価額の合計が350万円以上の場合には、お引受けできない場合があります。

06 保険金をお支払いできない主な場合について

以下の事項は、保険金をお支払いできない場合の一例です。詳細につきましては「ご契約のしおり」をご確認ください。

- ▶ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害の場合
- ▶ 火災等の事故の際ににおける保険の対象の紛失・盗難による損害の場合
- ▶ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動による損害の場合
- ▶ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波の損害を受けた場合
(ただし、地震保険を付帯または地震火災費用保険金をセットしている場合は上記に該当しません)
- ▶ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による損害の場合
- ▶ 保険の対象の欠陥によって生じた損害の場合。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除く
- ▶ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害、またはその他類似の損害の場合
- ▶ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、その他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害の場合

07 自動継続特約について

住宅ローン等の融資期間中に火災保険・地震保険が満期で補償が切れてしまうことがないように、融資期間中は自動的に契約が継続される自動継続特約があります。

自動継続特約は、保険契約者または弊社から継続をしない旨の連絡がない限り、前契約と同一の条件で自動的に保険が継続される特約です。

この特約を付帯する場合には、初回契約の締結時に継続方式(継続契約の保険期間)を「長期(10年)継続方式」または「1年継続方式」からお選びください。

2つの継続方式(継続契約の保険期間)

	初回契約の保険始期日から10年間			10年経過以後(自動継続後)の契約(2回目以降)
	火災保険	地震保険	火災保険	地震保険
長期継続方式	10年間	1年自動継続	10年自動継続	1年自動継続
		5年自動継続		
1年継続方式	10年間	1年自動継続	1年自動継続	1年自動継続
		5年自動継続		

*1 継続契約の保険始期日から予定継続期間満了までの残存期間が10年未満の場合、継続契約の保険期間は予定継続期間満了までとなります。

*2 継続契約の保険始期日から予定継続期間満了までの残存期間が5年未満の場合、継続契約の保険期間は予定継続期間満了までとなります。

本パンフレットに記載のない事項などについては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」、「サービスガイド」、および弊社Webサイトをご参照ください。

解説

「再調達価額」

保険の対象の建物または所有の家財と同等のものを新たに建築または取得するのに必要な金額のことです。

解説

「高額貴金属等」

貴金属、宝石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の市場流通価額が30万円を超えるものをいいます。

解説

「市場流通価額」

その商品や製品を取り扱う業者間の市場における流通価額のことです。